

令和2年度
教育課程研究集会
小学校体育

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 学校体育係

「指導と評価の一体化」のための学習評価

※小学校体育科における評価規準については、以下の順に沿って、作成する。

1 目標と観点の趣旨との対応関係について確認

- 「評価の観点及びその趣旨」が各教科等の目標を踏まえて作成されていること、また、「学年別（又は分野別）の評価の観点の趣旨」が学年の目標（又は分野別）を踏まえて作成されていることを確認する。

※「評価の観点及びその趣旨」や「学年別（又は分野別）の評価の観点の趣旨」とは、観点別学習状況の評価の対象とするものについて整理したもの

2 「内容のまとまりごとの評価規準」の作成

- 各教科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。
- 【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。

3 「単元の評価規準」の作成

- 「内容のまとまりごとの評価規準」をもとに、単元の評価規準を作成する。

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料
(国立教育政策研究所)

第2編
「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する際の手順に係る内容

第3編
単元ごとの学習評価について(事例)に係る内容

「指導と評価の一体化」のための学習評価

※本文のなかで、以下の資料について、略称を用いている。

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における児童生徒の学習評価及び指導要録
の改善等について（通知）」

平成31年3月29日 初等中等教育局長通知



改善等通知

Ⅰ 「目標」と「観点の趣旨」との
対応関係について

目標と観点の趣旨との対応関係について

【学習評価の基本的な流れ】

評価規準の作成に当たっては、各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために、以下の点を確認する。

①「評価の観点及びその趣旨」が各教科等の目標を踏まえて作成されていること

【学習指導要領「教科の目標」】

学習指導要領 各教科等の「第1 目標」

(1)	(2)	(3)
(知識及び技能に関する目標)	(思考力、判断力、表現力等に関する目標)	(学びに向かう力、人間性等に関する目標)



【改善等通知「評価の観点及びその趣旨」】

改善等通知 別紙4 評価の観点及びその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技能の観点の趣旨)	(思考・判断・表現の観点の趣旨)	(主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨)

目標と観点の趣旨との対応関係について

【学習評価の基本的な流れ】

評価規準の作成に当たっては、各学校の実態に応じて目標に準拠した評価を行うために、以下の点を確認する。

②「学年別（又は分野別）の評価の観点の趣旨」が学年（又は分野）の目標を踏まえて作成されていること

【学習指導要領「学年（又は分野）の目標」】

学習指導要領 各教科等の「第2 各学年の目標及び内容」の学年ごとの「1 目標」

(1)	(2)	(3)
(知識及び技能に関する目標)	(思考力、判断力、表現力等に関する目標)	(学びに向かう力、人間性等に関する目標)



【改善等通知 別紙4 「学年別（又は分野別）の評価の観点の趣旨」】

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	(知識・技能の観点の趣旨)	(思考・判断・表現の観点の趣旨)	(主体的に学習に取り組む態度の観点の趣旨)

目標と観点の趣旨との対応関係について

<例> 第1学年及び第2学年の「B 器械・器具を使つての運動遊び」>

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育「第1目標」】

(1)	(2)	(3)
その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

「小学校学習指導要領 P.142」

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(1) 評価の観点及びその趣旨 <小学校 体育>】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

「改善等通知 別紙4 P.19」

目標と観点の趣旨との対応関係について

<例1 第1学年及び第2学年の「B 器械・器具を使つての運動遊び」>

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育「第2 各学年の目標及び内容」
〔第1学年及び第2学年〕1 目標】

(1)	(2)	(3)
各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。	各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。	各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

「小学校学習指導要領P.142」

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨
＜小学校 体育＞第1学年及び第2学年】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動遊びの行い方について知っているとともに、基本的な動きを身に付けている。	各種の運動遊びの行い方を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動遊びの楽しさに触れることができるよう、各種の運動遊びに進んで取り組もうとしている。

「改善等通知 別紙4 P.19」

目標と観点の趣旨との対応関係について

<例2 第5学年の「けがの防止」>

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育「第1 目標」】

(1)	(2)	(3)
その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。	運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。	運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

「小学校学習指導要領 P.142」

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(1) 評価の観点及びその趣旨 <小学校 体育>】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切にし、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

「改善等通知 別紙4 P.19」

目標と観点の趣旨との対応関係について

<例2 第5学年の「けがの防止」>

【小学校学習指導要領 第2章 第9節 体育「第2 各学年の目標及び内容」〔第5学年及び第6学年〕I 目標】

(1)	(2)	(3)
<p>各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。</p>	<p>自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。</p>	<p>各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。</p>

「小学校学習指導要領 P.149」

【改善等通知 別紙4 体育・保健体育(2) 学年・分野別の評価の観点の趣旨<小学校 体育>第5学年及び第6学年】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>各種の運動の行い方について理解しているとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。また、心の健康やけがの防止、病気の予防について理解しているとともに、健康で安全な生活を営むための技能を身に付けている。</p>	<p>自己やグループの運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。また、身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。</p>	<p>各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、各種の運動に積極的に取り組もうとしている。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復についての学習に進んで取り組もうとしている。</p>

「改善等通知 別紙4 P.20」

2「内容のまとめりごとの評価規準」 の作成について

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

○「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の基本的な手順

学習指導要領に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、

①各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を
確認する。

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規
準」を作成する。

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について

○小学校体育科における「内容のまとめり」は、以下のようになっている。

第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
A 体づくりの運動遊び B 器械・器具を使っでの運動遊び C 走・跳の運動遊び D 水遊び E ゲーム F 表現リズム遊び	A 体づくり運動 B 器械運動 C 走・跳の運動 D 水泳運動 E ゲーム F 表現運動 G 保健(1) 健康な生活 G 保健(2) 体の発育・発達	A 体づくり運動 B 器械運動 C 陸上運動 D 水泳運動 E ボール運動 F 表現運動 G 保健(1) 心の健康 G 保健(2) けがの防止 G 保健(3) 病気の予防

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

① 各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を確認する。

B 器械・器具を使つての運動遊び（小学校学習指導要領「体育 2 内容」P143）
器械・器具を使つての運動遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。

ア 固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをする

イ マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をすること。

ウ 鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転をすること。

エ 跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ下りをする

(2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

(3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。

(1)・・・知識及び技能に関する内容

(2)・・・思考力、判断力、表現力等に関する内容

(3)・・・学びに向かう力、人間性等に関する内容

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

・「知識」について

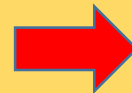
学習指導要領の内容の「(1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。」の「その行い方を知るとともに」と示している部分が該当し、評価規準は、「**～の行い方を知っている。**」として作成することができる。

・「技能」について

「その動きを身に付ける」と示している部分が該当し、評価規準は、「**～の動きを身に付けている。**」として作成することができる。

「2 内容（知識及び技能）」

(1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。



「内容のまとめりごとの評価規準（知識・技能）」

次の運動遊びの**行い方を知っている**とともに、**その動きを身に付けている。**

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「思考・判断・表現」のポイント

・「思考・判断」について

学習指導要領の内容の「(2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。」の「器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫する」と示している部分が該当し、評価規準は、「**器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫している。**」として作成することができる。

・「表現」について

「考えたことを友達に伝えること。」と示している部分が該当し、評価規準は、「**考えたことを友達に伝えている。**」として作成することができる。

「2 内容（思考力、判断力、表現力等）」

(2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。



「内容のまとめりごとの評価規準（思考・判断・表現）」

器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫しているとともに、考えたことを友達に伝えている。

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

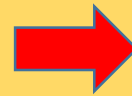
○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

・「主体的に学習に取り組む態度」について

学習指導要領の内容の「(3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。」のすべてが該当し、評価規準は、「**運動遊びに進んで取り組もうとし、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりしている。**」として作成することができる。

「2 内容
(学びに向かう力、人間性等)」

(3) 運動遊びに進んで取り組み、
順番やきまりを守り誰とでも仲
よく運動をしたり、場や器械・器
具の安全に気を付けたりするこ
と。



「内容のまとめりごとの評価規準
(主体的に学習に取り組む態度)」


**運動遊びに進んで取り組もうとし、
順番やきまりを守り誰とでも仲よく運
動をしようとしていたり、場や器械・
器具の安全に気を付けたりしている。**

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について(運動領域)

(2) 学習指導要領の「2 内容」

※B 器械・器具を使っでの運動遊び

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
<p>(1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。</p> <p>ア 固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをする事。</p> <p>イ マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をすること。</p> <p>ウ 鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転をすること。</p> <p>エ 跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ下りをする事。</p>	<p>(2) 器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。</p>	<p>(3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。</p>



「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（運動領域）

(2) 「内容のまとめりごとの評価規準（例）」 ※B 器械・器具を使つての運動遊び

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>次の運動遊びの行い方を知っているとともに、その動きを身に付けている。</p> <ul style="list-style-type: none">・固定施設を使った運動遊びでは、登り下りや懸垂移行、渡り歩きや跳び下りをして・マットを使った運動遊びでは、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転をして・鉄棒を使った運動遊びでは、支持しての揺れや上がり下り、ぶら下がりや易しい回転をして・跳び箱を使った運動遊びでは、跳び乗りや跳び下り、手を着いてのまたぎ乗りやまたぎ下りをして	<p>器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫しているとともに、考えたことを友達に伝えている。</p>	<p>運動遊びに進んで取り組もうとし、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けていたりしている。</p>

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

① 各教科における「内容のまとめり」と「評価の観点」との関係を確認する。

G 保健 けがの防止（小学校学習指導要領「体育 2 内容」P152）

(2)けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。

(ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。

(1) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。

イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。

ア・・・知識及び技能に関する内容

イ・・・思考力、判断力、表現力等に関する内容

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「知識・技能」のポイント

・「知識」について

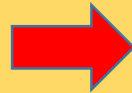
学習指導要領の内容の「ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。」として示されている部分のうち、「けがの防止に関する次の事項を理解する」と示している部分が該当し、評価規準は「**けがの防止に関する次の事項を理解している。**」として作成することができる。

・「技能」について

「けがなどの簡単な手当をすること。」と示している部分が該当し、評価規準は「**けがなどの簡単な手当についての技能を身に付けている。**」として作成することができる。

「2 内容（知識及び技能）」

ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。



「内容のまとめりごとの評価規準（知識・技能）」

- ・けがの防止に関する次の事項を理解している
- ・けがなどの簡単な手当についての技能を身に付けている

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

○「思考・判断・表現」のポイント

・「思考・判断」について

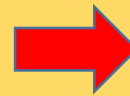
学習指導要領の内容の「い けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。」として示されている部分の「けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え」と示されている部分が該当し、評価規準は「**けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えている。**」として作成することができる。

・「表現」について

「それらを表現すること。」と示している部分が該当し、評価規準は「**～について考えているとともに、それらを表現している。**」として作成することができる。

「2 内容
(思考力、判断力、表現力等)」

い けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。



「内容のまとめりごとの評価規準
(思考・判断・表現)」

けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えているとともに、それらを表現している。

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

②【観点ごとのポイント】を踏まえ、「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する。

(1) 「内容のまとめりごとの評価規準」を作成する際の【観点ごとのポイント】

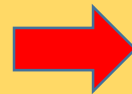
○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

・「主体的に学習に取り組む態度」について

保健領域では、学習指導要領に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示されていないことから、第5学年及び第6学年の目標である「健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。」と示している部分を参考にする。「主体的に学習に取り組む態度」については、「～に進んで取り組む態度を養う。」と示している部分を踏まえ、評価規準は、「**けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。**」として作成することができる。

「2 内容
(学びに向かう力、人間性等)」

※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当の学年の目標(3)を参考にする。



「内容のまとめりごとの評価規準
(主体的に学習に取り組む態度)」


健康や安全の大切さに気付き、**けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。**

「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

（2）学習指導要領の「2 内容」

※第5学年「けがの防止」

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
<p>ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。</p> <p>(ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。</p> <p>(イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。</p>	<p>イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>	<p>※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当学年の目標(3)を参考にす</p> <p>る。</p>



「内容のまとめりごとの評価規準」の作成について（保健領域）

（2）「内容のまとめりごとの評価規準（例）」 ※第5学年「けがの防止」

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none">・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解している。・けがなどの簡単な手当について、速やかに行う必要があることを理解しているとともに、技能を身に付けている。	<p>けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えているとともに、それらを表現している。</p>	<p>健康や安全の大切さに気づき、けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。</p> <p>※必要に応じて学年別の評価の観点の趣旨（「主体的に学習に取り組む態度」にかかわる部分）等を用いて作成する。</p>

3 「単元の評価規準」の作成 について

学習評価の進め方について

○「内容のまとめりごとの評価規準」の考え方を踏まえた評価規準の作成

評価の進め方

1 単元の目標を作成する

2 単元の評価規準を作成する

3 「指導と評価の計画」を作成する

授業を行う

4 観点ごとに総括する

留意点

○学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。

○児童の実態、前単元までの学習状況等を踏まえて作成する。

○ 1、2を踏まえ、評価場面や評価方法等を計画する。

○ どのような評価資料（児童の反応やノート、ワークシート、作品等）を基に、「おおむね満足できる」状況（B）と評価するかを考えたり、「努力を要する」状況（C）への手立て等を考えたりする。

○ 3に沿って観点別学習状況の評価を行い、児童の学習改善や教師の指導改善につなげる。

○ 集めた評価資料やそれに基づく評価結果などから、観点ごとの総括的評価（A、B、C）を行う。

単元の目標及び評価規準の関係性について

イメージ図

学習指導要領

「内容のまとめりごとの評価規準」

学習指導要領解説等を
参考に、各学校において
授業で育成を目指す
資質・能力を明確化

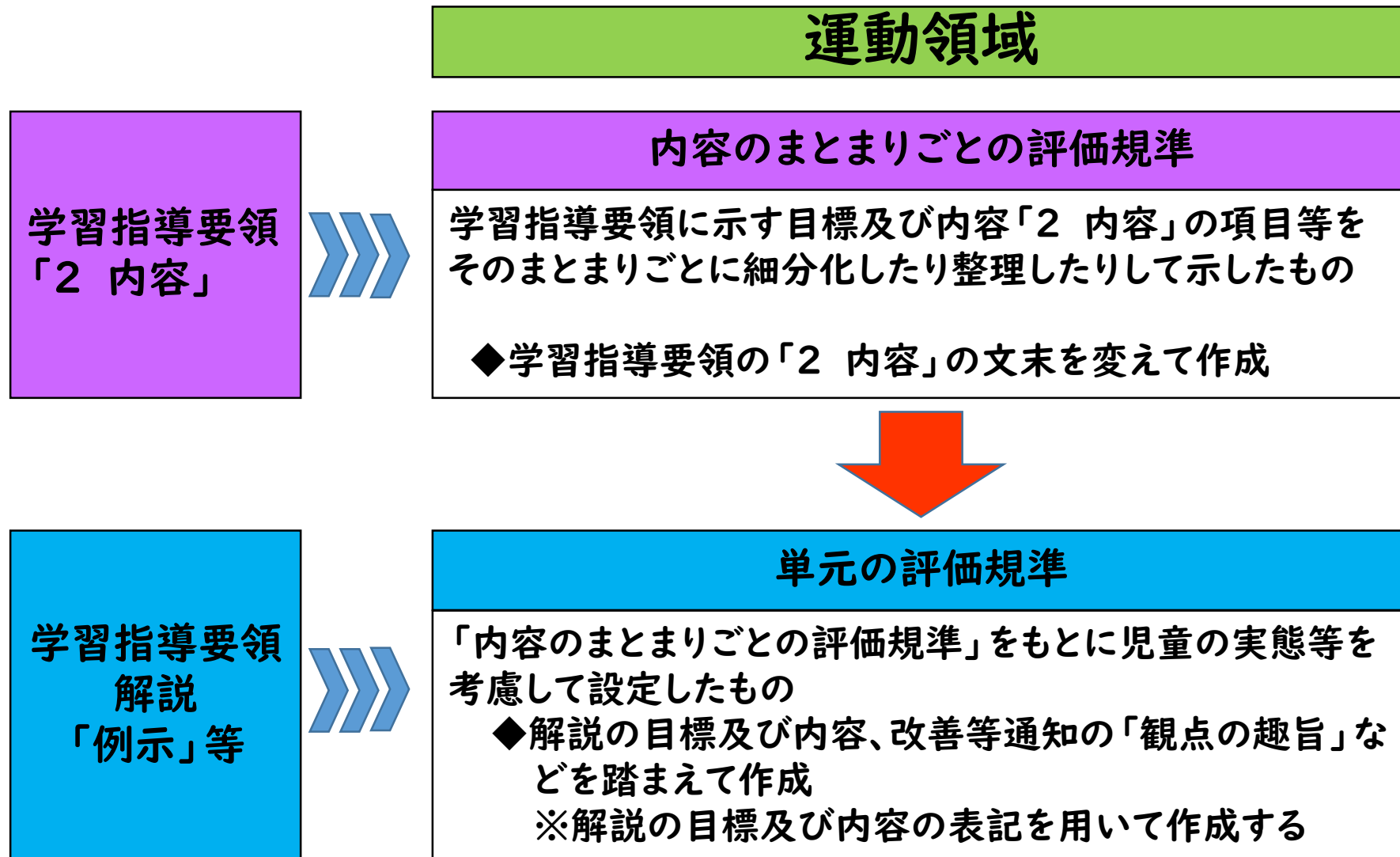
「内容のまとめりごとの評価規準」
の考え方等を踏まえて作成

単元の目標

単元の評価規準

「単元の評価規準」の作成について（運動領域）

○ 「内容のまとめりごとの評価規準」、「単元の評価規準」の関係性



「単元の評価規準」の作成について（運動領域）

○「単元の評価規準」を作成する際のポイント

単元の評価規準は、児童の実態等を考慮しつつ、「内容のまとまりごとの評価規準」を踏まえて作成する。文末を以下のとおりに変えることで評価規準を作成することができる。

○「知識・技能」のポイント

- ・「知識」については、文末を「～している」として、評価規準を作成する。
- ・「技能」については、文末を「～できる」として、評価規準を作成する。

○「思考・判断・表現」のポイント

- ・文末を「～している」として、評価規準を作成する。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

- ・「安全」に関する内容は、文末を「～している」として、評価規準を作成する。
- ・「安全」以外に関する内容は、文末を「～しようとしている」として、評価規準を作成する。

「単元の評価規準」の作成について（運動領域）

○「単元の評価規準」を作成する際のポイント

○「知識・技能」について

- ・「知識」の評価規準と「技能」の評価規準に分けて設定する。

○「思考・判断・表現」について

- ・「思考・判断」の評価規準と「表現」の評価規準に分けて設定する。

○「主体的に学習に取り組む態度」について

- ・愛好的態度、公正・協力、責任・参画、共生、健康・安全の各項目に分けて設定する。

「単元の評価規準」の作成について（運動領域）

○ 「単元の評価規準（例）」 ※第3学年「跳び箱運動」の単元

「学習指導要領」→「内容のまとめりごとの評価規準（例）」→「単元の評価規準（例）」

【学習指導要領 2 内容】

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
<p>(1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その技を身に付けること。</p> <p>ウ 跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技をすること。</p> <p>ア、イ 省略</p>	<p>(2) 自己の能力に適した課題を見付け、技ができるようになるための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。</p>	<p>(3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりすること。</p>



【内容のまとめりごとの評価規準（例）】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>次の運動の行い方を知っていると同時に、その技を身に付けている。</p> <p>・跳び箱運動では、切り返し系や回転系の基本的な技をしている。</p> <p>ア、イに関する内容は省略</p>	<p>自己の能力に適した課題を見付け、技ができるようになるための活動を工夫しているとともに、考えたことを友達に伝えている。</p>	<p>運動に進んで取り組もうとし、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、友達の考えを認めようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けたりしている。</p>



「単元の評価規準」の作成について（運動領域）

【単元の評価規準（例）】

※第3学年「跳び箱運動」の単元

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<p>①跳び箱運動の行い方について、言ったり書いたりしている。</p> <p>②助走から両足で踏み切り、足を左右に開いて着手し、跳び越えて着地することができる。</p> <p>③助走から両足で踏み切り、腰の位置を高く保って着手し、前方に回転して着地することができる。</p>	<p>①上手くできたところやできなかったところを、学習カードや掲示物などの連続図に目印や色をつけたり、シールを貼ったりして、自己の能力に適した課題を見付けている。</p> <p>②手の着く位置や着地する位置、目線が向く場所などに目印をして、技のできばえを振り返り、自己の能力に適した課題を解決しやすい練習の場を選んでいる。</p> <p>③友達の手に着く位置や着地する位置、目線が向く場所に目印を置いて、動きのできばえを友達に伝えたり書いたりしている。</p>	<p>①回転したり、支持したりするなどの跳び箱運動の基本的な技に進んで取り組もうとしている。</p> <p>②場の正しい使い方や試技をする前の持ち方、技を観察するときなどのきまりを守り、誰とでも仲よく励まし合おうとしている。</p> <p>③場の準備や片付けを、友達と一緒にしようとしている。</p> <p>④動きや気付いたことを伝え合う際に、友達の考えを認めようとしている。</p> <p>⑤場の安全に気を付けている。</p>

小学校学習指導要領
解説P84～の表記を
用いている。

「単元の評価規準」の作成について（保健領域）

○単元の評価規準の作成のポイント

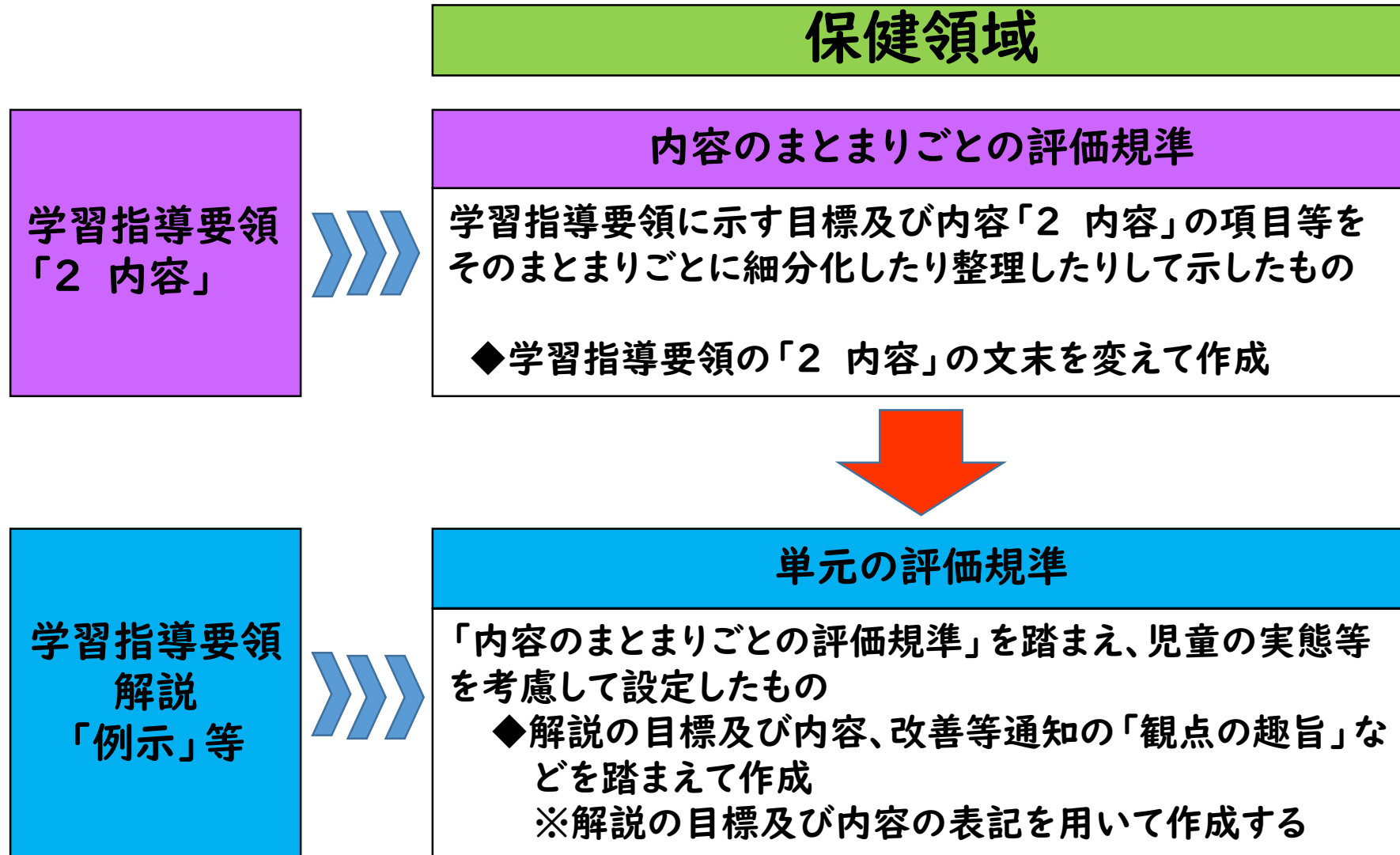
保健領域においては、「内容のまとめりごとの評価規準」をもとに、解説の表記などを用いて学習活動レベルに対応した「単元の評価規準」作成する。

【小学校 保健領域】

内容のまとめり	単元	学年	時数
(1) 健康な生活	健康な生活	3	4
(2) 体の発育・発達	体の発育・発達	4	4
(1) 心の健康	心の健康	5	4
(2) けがの防止	けがの防止	5	4
(3) 病気の予防	病気の予防	6	8

「単元の評価規準」の作成について（保健領域）

○ 「内容のまとめりごとの評価規準」、「単元の評価規準」の関係性



「単元の評価規準」の作成について(保健領域)

○「単元の評価規準」を作成する際のポイント

「単元の評価規準」は、児童の実態等を考慮しつつ、「内容のまとまりごとの評価規準」を踏まえ作成する。「知識・技能」「思考・判断・表現」については学習指導要領解説の内容、「主体的に学習に取り組む態度」については改善等通知の「観点の趣旨」を踏まえるとともに、文末を以下のとおりに変更することで評価規準を作成することができる。

○「知識・技能」のポイント

学習指導要領解説における「2 内容」の記載を基に評価規準を作成する。その際、保健の技能はその行い方(対処の仕方)についての知識の習得と併せて指導することが大切であるため、原則や概念に関する知識に加えて、該当する技能についての行い方(対処の仕方)に関する知識も評価規準に加筆することも考えられる。

- ・「知識」については、解説の「～理解している」と記載してある部分の文末を「～について、理解したことを言ったり書いたりしている」として、評価規準を作成する。
- ・「技能」については、解説の「～できるようにする」と記載してある部分の文末を「～(行い方・対処)について、理解したことを言ったり書いたりしているとともに、(～が)できる」として、評価規準を作成する。

○「思考・判断・表現」のポイント

学習指導要領解説における「2 内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関する記載を基に評価規準を作成する。その際、[例示]に記載された内容を踏まえるとともに、実際の学習活動に合わせ、文末を「～している」として、作成する。

○「主体的に学習に取り組む態度」のポイント

改善等通知における「主体的に学習に取り組む態度」の「評価の観点及びその趣旨」に示された内容等を踏まえ、文末を「～しようとしている」として、評価規準を作成する。

「単元の評価規準」の作成について

○ 「内容のまとめりごとの評価規準(例) 及び「単元の評価規準(例)」 ※第5学年「けがの防止」

「学習指導要領」→「内容のまとめりごとの評価規準(例)」→「単元の評価規準(例)」

【学習指導要領 2 内容】

知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等
ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。	イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	

【内容のまとめりごとの評価規準(例)】

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であることを理解している。 ・けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があることを理解しているとともに技能を身に付けている。	・けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考えているとともに、それらを表現している。	・健康や安全の大切さに気付き、けがの防止についての学習に進んで取り組もうとしている。

「単元の評価規準」の作成について

【単元の評価規準(例)】

※第5学年「けがの防止」

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none">・毎年多くの交通事故や水の事故が発生し、けがをする人や死亡する人が少なくないこと、また、学校生活での事故や、犯罪被害が発生していること、これらの事故や犯罪、それらが原因となるけがなどは、人の行動や環境が関わって発生していることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。・交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがを防止するためには、周囲の状況をよく見極め、危険に早く気付いて、的確な判断の下に安全に行動することが必要であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。・交通事故、水の事故、学校生活の事故、犯罪被害の防止には、危険な場所の点検などを通して、校舎や遊具など施設・設備を安全に整えるなど、安全な環境をつくる必要があることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。・けがの悪化を防ぐ対処として、けがの種類や程度などの状況をできるだけ速やかに把握して処置すること、近くの大人に知らせることが大切であること、自らできる簡単な手当には、傷口を清潔にする、圧迫して出血を止める、患部を冷やすなどの方法があること、また、その行い方について、理解したことを言ったり書いたりしているとともに、簡単な手当ができる。	<ul style="list-style-type: none">・人の行動や環境、けがの手当の仕方などから、けがや症状の悪化の防止に関わる課題を見つけている。・自分のけがに関わる経験を振り返ったり、学習したことを活用したりして、危険の予測や回避の方法、けがなどの適切な手当の方法を考えたり、選んだりしている。・けがの防止について、けがや症状の悪化の防止のために考えたり、選んだりした方法がなぜ適切であるか、理由をあげて学習カードなどに書いたり、友達に説明したりしている。	<ul style="list-style-type: none">・健康や安全の大切さに気付き、けがの防止についての学習に、進んで取り組もうとしている。 <div data-bbox="1849 868 2181 1319" style="border: 2px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f9cb9c;"><p>小学校学習指導要領解説P112やP154～の表記を用いている。</p></div>

参考資料として

○「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料

(国立教育政策研究所 教育課程研究センター)

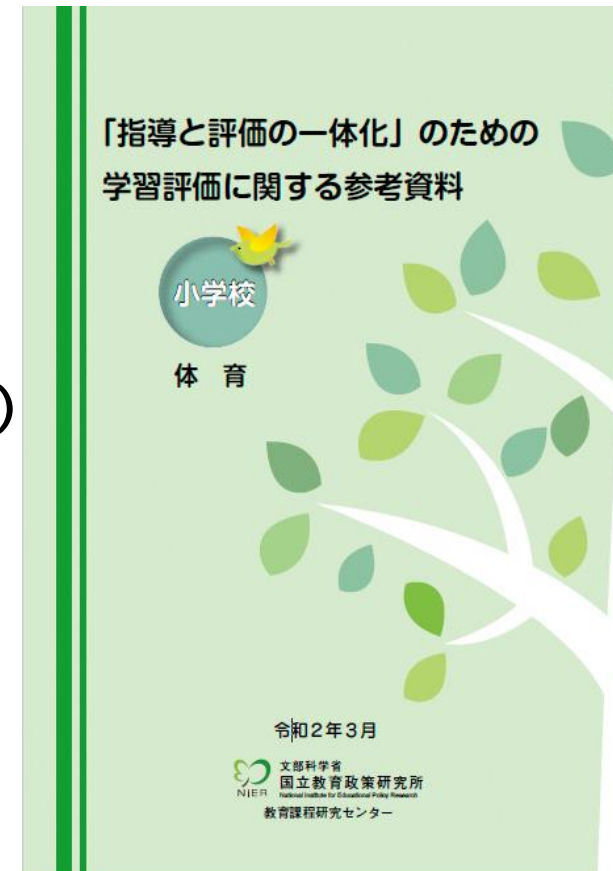
【各事例概要一覧と事例】

事例1 キーワード 運動領域における指導と評価の計画から評価の総括まで
「マットを使った運動遊び」(第2学年)

事例2 キーワード 「知識・技能」の評価
「高跳び」(第4学年)

事例3 キーワード 「思考・判断・表現」の評価
「ゴール型ゲーム(タグラグビー)」(第3学年)

など、全9事例が掲載されている。





今後の体育・保健体育の指導について



現在示されている関係通知等

学習活動

- ① 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
- ② 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について
- ③ 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

学習の重点化

- ④ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について
- ⑤ 学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について

学習活動

① 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～

(文科省初中局健康教育・食育課 令和2年6月16日)

※この行動基準は、6月16日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直されます。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスク の低い活動で短時間での 活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等が 活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行った 上で実施

○各教科等について

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、

・体育・保健体育における

「児童生徒が密集する運動」(★) や

→ 陣地を取り合うゲーム等

「近距離で組み合ったり接触したりする運動」(★)

→ 体づくり運動(の一部)等



※「★」は、
「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」の中でも
特にリスクの高いもの。

が挙げられている

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリス クの低い活動で短時間 での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等 が活動状況の確認を徹 底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行っ た上で実施

○児童生徒が密集する運動

○近距離で組み合ったり接触したりする運動

レベル3地域

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」
ことから、行わないようにする。



地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリス クの低い活動で短時間
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等 が活動状況の確認を徹 底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行っ た上で実施

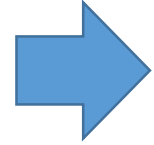
○児童生徒が密集する運動

○近距離で組み合ったり接触したりする運動

レベル2地域

可能な限り感染症対策を行った上で、
リスクの低い活動から徐々に 実施することを検討する。

⚠️慎重に検討



- 可能なものは避ける
- 一定の距離を保つ
- 同じ方向を向く
- 回数や時間を絞る
など

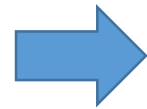
地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリス クの低い活動で短時間
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等 が活動状況の確認を徹 底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行っ た上で実施

○児童生徒が密集する運動
○近距離で組み合ったり接触したりする運動

レベル2地域

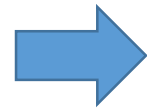
△留意すること

○器具や用具を共有で使用する場合



使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる

○医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等



授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重する

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少数でのリス クの低い活動で短時間
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動か ら 徐々に実施	リスクの低い活動から 徐々に実施し、教師等 が活動状況の確認を徹 底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること	適切な感染対策を 行った上で実施	十分な感染対策を行っ た上で実施

○児童生徒が密集する運動

○近距離で組み合ったり接触したりする運動

レベル2地域

△留意すること

○当面の間、地域の感染状況にもよるが、
体育の授業は**可能な限り屋外で実施**する

ただし…
➡

熱中症に注意

○屋内(体育館など)で実施する必要がある場合

➡ 呼気が激しくなるような運動は避ける

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

感染リスクを低減して楽しめる運動例を保健体育課のHPに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 学校体育係
感染症に係る保健体育の授業

<http://www.pref.nara.jp/55481.htm>

感染リスクを低減して 楽しめる運動

以下は、体づくり運動(遊び)の運動例であり、必ずしもこの通りに実施しなければならないものではありません。授業実施の際は、各校の年間指導計画をもとに、児童の実態に合うように工夫してください。全て距離を保ったままできます。



△ 授業前後の手洗い、健康観察、マスクを外して活動する場合は2m以上離れる、換気、用具の消毒など、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行ってください。また、熱中症予防に配慮してください。

【体ほぐしの運動(遊び)】(低学年・中学年・高学年)

体じゃんけん

体全体をつかってグーチョキパーを表し、じゃんけんをする。
「じゃんけん」の合い言葉のとき、リズムよく2回その場ジャンプをする。
「はい。」のとき、全身でグーかチョキかパーを表す。
(ペアでじゃんけんや先生とジャンボじゃんけん)
勝ち →好きなポーズ
あいこ →もう一度じゃんけん
負け →腕立て3回など



人間ミラー

一人が、決められたスペース内で動いたり、ジャンプしたりしゃがんだり、ポーズをとったりする。もう一人(または他のメンバー)は、それを素早く真似する。



リズムに乗ろう

音楽に合わせて、その場でかけ足、スキップ、スキップで回転、連続ジャンプ、ジャンプで回転、けんけんなどをやる。音楽が止まったら一時停止し、再度流れたら続きの動きをする。(動きをテンポよく変更すると楽しさUP)

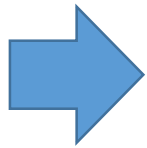


地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度 (最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

- 児童生徒が密集する運動
- 近距離で組み合ったり接触したりする運動

レベル1地域

「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」



- 換気
 - 身体的距離の確保
 - 手洗い
- など

感染症対策を行った上で実施することを検討


レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い教科活動	部活動(自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m程度(最低1m)	行わない	個人や少人数でのリスクの低い活動で短時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m程度(最低1m)	リスクの低い活動から徐々に実施	リスクの低い活動から徐々に実施し、教師等が活動状況の確認を徹底
レベル1	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること	適切な感染対策を行った上で実施	十分な感染対策を行った上で実施

感染レベル1における活動内容の段階的緩和例を保健体育課のHPに掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

奈良県教育委員会事務局
保健体育課 学校体育係
感染症に係る保健体育の授業
<http://www.pref.nara.jp/55481.htm>

地域の感染レベル1における小学校体育授業の活動内容の段階的緩和例
(令和2年7月1日時点)

レベル1「感染観察都道府県のうちレベル2に該当しない地域」	第1段階	<p>《体づくり運動系》</p> <p>〇密集・接触を伴う運動</p> <p>用具を操作する運動(遊び) 力試しの運動、力強い動きを高めるための運動 …人や物の重さなどを用いた運動</p> <p>【人数】 特定の少人数(2~3名程度)でおこなう</p> <p>【時間】 5~10分未満</p> <p>【活動】 できるだけ発声はしない 呼気が激しくなるような運動は避ける 接近する場面の頻度が多くならないよう工夫する</p>	<p>人を引く動き、力比べをするなどの動き、人の重さなどを用いた運動は、できるだけ接触しないよう活動の仕方を工夫する(例)綱や棒を使って引いたり、力比べをしたりする</p>  <p>△安全に気をつける</p>
	第2段階	<p>《陸上運動系》</p> <p>跳の運動遊び…幅跳び遊び 幅跳び、走り幅跳び 小型ハードル走、ハードル走</p> <p>《体づくり運動系》</p> <p>〇密集・接触を伴う運動</p> <p>力試しの運動、力強い動きを高めるための運動 …物にぶら下がるなどの動きで構成される運動</p> <p>【人数】 特定の少人数(5名程度)でおこなう</p> <p>【時間】 10~15分未満</p> <p>【活動】 激しい接触が起こらないよう工夫する</p>	<p>《器械運動系》 鉄棒を使った運動遊び、鉄棒運動</p> <p>《陸上運動系》 走の運動(遊び)、リレー …バトンを使ってのリレー(遊び)</p> <p>《ボール運動系》 ボールゲーム …相手コートにボールを投げ入れるゲーム ネット型ゲーム、ネット型 ベースボール型ゲーム、ベースボール型</p>

2週間

学習活動

② 学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

(スポーツ庁政策課学校体育室 令和2年5月21日)

学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要。

ポイント

- マスクを外している間、**児童生徒間の距離を2m以上確保**
同じ方向に動く場合は、さらに長い距離を確保
- マスク着用希望者には、**マスクの着用を否定するものではない。**
ただし、**運動時、医療用・産業用マスクは着用しない。**
- 見学者は、**マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保**
- 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用する。**

※各項目
留意事項有り

学習活動

③ 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

(スポーツ庁政策課学校体育室 令和2年5月22日)

児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、**下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと**考えます。なお、このような対策を講じることが困難であり、**児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるよう**お願いします。

ポイント

- 学校プールは、**学校環境衛生基準に基づき** 適切に管理する。
- 毎朝の検温や健康観察**により、学習前の児童生徒の健康状態を把握する。
- プールに**一斉に大人数の児童生徒が入らない**ようにする。
- 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、**児童が密接する活動は避ける。**
- 人数確認は児童生徒が互いに2m以上の身体的距離を確保**しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をする。
- 更衣室は一斉に利用させず、少人数の利用**にとどめる。
- タオルやゴーグルなどの**私物の貸し借りなどはしない**よう指導する。

※水泳の指導を扱わない場合も、

水泳の事故防止に関する心得については
必ず取り上げること。

【参考】

ライフセービング協会

JLA e-Lifesaving

「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」SWIM&SURVIVE

<https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/>

守ろう!いのち 学び合おう!水辺の安全

SWIM&SURVIVE



事前学習



プール編

海編

動画で考えよう!



海でのできごと

実せん動画集



助かる方法

助ける方法

クイズ!
水辺の安全って?



初級編

中級編

プール、海辺での安全や
着衣をしたままでの水
泳運動等について紹介
されています。
学校の先生向けに指導
案やワークシート、動画
の掲載もあります。

実技指導の際は、
安全に十分ご配慮ください。

ライフセービング協会
JLA e-Lifesaving

「守ろう!いのち 学び合おう!水辺の安全」SWIM&SURVIVEより

学習の重点化

④ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について

(文科省初中局長 令和2年5月15日)

学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特性を持つことに鑑み、**授業時数の確保に努めることは当然のこと**として、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、**感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保証**することを目指して、取組の方向性を示すもの。

子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

(1) 登校日の設定等による学校での指導の充実 **様々な工夫**

- 臨時休校期間中の登校日の設定、分散登校の実施
- 1コマ40分に短くしたうえでの
一日当たりの授業コマ数の増加等の時間割編成の工夫
- 長期休業期間の短縮
- 土曜日の活用
- 学校行事の重点化や準備時間の縮減 **等**

まず、ここでの
対応を検討

指導の充実を図る各種の取組を行っても、
なお・・・

年度当初予定していた内容の指導を本年度中に 終わることが困難な場合の対応



【特例的な対応】
各種取組を行った上で
補完的な取組となるよう留意

- ①次年度以降を見通した教育課程の編成
- ②学校の授業における学習活動の重点化

※必要に応じて進学先(中学校)への申し送りをする

子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

(2) 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

① 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒に係る教育課程に関する特例的な対応

本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終わられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合



令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

(2) 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

② 学校の授業における学習活動の重点化

個人でも実施可能な
学習活動の一部を
ICT等を活用して
授業以外の場において
行う

重点化

学校の授業において行う学習活動

教師と児童生徒の関わり合いや児童
生徒同士の関わり合いが特に重要な
学習への動機付けや協働学習、学校
でしか実施できない実習等

※①次年度以降を見通した教育課程編成
②学校の授業における学習活動の重点化 } 学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお本年度中に予定して
いた内容の指導が終わらない場合の補完的な取組であることに留意する

学習の重点化

⑤ 学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について (通知)

(文科省初中局教育課程課長、教科書課長 令和2年6月5日)

学習活動の重点化に係る考え方

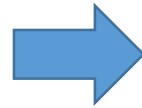
各教科等に共通の考え方

- 学習指導要領に規定されている内容を改めてよく確認し、それを効果的に指導する観点から、主たる教材である教科書及び教科書と併用できる教材について、授業において取り上げるべき箇所を確認することが重要である。
- 学校の授業以外の場で取り扱う学習活動については、事前指導を十分に行った上で取り組ませるとともに、生徒一人一人の授業外での学習状況を適切な方法により把握し、その後の指導の改善等に生かしていくことが大切である。
- 指導計画の作成に当たっては、教科等や学習活動の特性に応じて、学校の授業以外の場で取り扱う学習活動と学校における授業との関連や、指導順序の変更を行う際の単元や題材などの内容のまとめりについて十分配慮することが重要である。

学習活動の重点化に係る考え方

小学校第6学年 体育

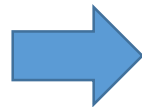
○児童が密集する運動
近距離で組み合ったり
接触したりする運動



地域の感染状況等を踏まえ

運動の時間を段階的に長くする
年間指導計画の中で指導順序を入れ替える など

○熱中症事故防止の観点から
授業の実施が困難
(夏季休業期間を短縮する場合)



学校の授業以外の場で
学習活動を行う



その場合の学習活動の内容

- ・個人や少人数で距離をとって実施する運動でけがのリスクが低い運動
- ・病気の予防について理解し、自分の考えをまとめる活動

学習活動の重点化に係る考え方

小学校第6学年 体育

- 児童が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動については、地域の感染状況等を踏まえ、運動の時間を段階的に長くしたり、年間指導計画の中で指導順序を入れ替えたりするなどの工夫が考えられる。
- 運動領域については、一般的には毎週2～3コマ程度の授業を実施することとなるが、夏季休業期間を短縮する場合で、熱中症事故防止の観点から授業の実施が困難なときは、学校の授業以外の場で学習活動を行うこととすることが考えられる。
- その場合の学習活動の内容としては、個人や少人数で距離をとって実施する運動だけがのリスクが低い運動や、病気の予防について理解し自分の考えをまとめる活動などが考えられる。



保健領域における工夫例



年度当初予定していた内容の指導を本年度中に 終わることが困難な場合の対応



【特例的な対応】
各種取組を行った上で
補完的な取組となるよう留意

- ①次年度以降を見通した教育課程の編成
- ②学校の授業における学習活動の重点化

※必要に応じて進学先(中学校)への申し送りをする

感染予防や熱中症予防の観点から、運動領域の授業実施が難しい場合は、保健領域を先に実施することも考えられる。

内容のまとめり	単元	学年	時数
(1)健康な生活	健康な生活	3	4
(2)体の発育・発達	体の発育・発達	4	4
(1)心の健康	心の健康	5	4
(2)けがの防止	けがの防止	5	4
(3)3密を避けた実習を工夫する 防		6	8

○不や悩みへの対処
 ○簡単なけがの手当
 における「技能」の学習
 活動について、指導時
 期を変更することも考
 えられる。

問3 臨時休業中に実施した家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価に反映してよいか。

- 臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒に対しては、指導計画等を踏まえながら家庭学習を課し、**教師がその学習状況や成果を確認し、学校における学習評価に反映**することができます。
- 各学校が休業期間中に課す家庭学習については、登校再開後の授業への円滑な持続を見据え、主たる教材である教科書を中心に、教科書と併用できる教材等を適切に組み合わせたものとして課し、**学校の指導計画の下で、その学習状況や成果を把握し指導や学習の改善に努めることが重要**と考えています。

※授業で指導していない内容について、家庭学習のみで学習評価を付けることがないよう配慮する必要がある。

問4 家庭学習の成果を学習評価に反映する場合、「思考・判断・表現」や「主体的に学習に取り組む態度」はどのように評価すればよいのか。

○令和2年4月10日付け初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の学習指導について」に基づき、・・・当該学習活動の実施や学習成果の把握が適切に行えるかどうかを含め、それぞれの実態に応じて検討いただくこととなりますが、一般論としては、

①ワークブックやプリント、ノートへの記述など家庭学習の直接の成果物を求める方法により把握できる情報 と、

②登校日や家庭訪問等、児童生徒と直接やりとりをする方法により把握できる情報

とを適切に組み合わせた指導計画を立案し、その下での学習評価の方法を検討いただくことが重要と考えます。

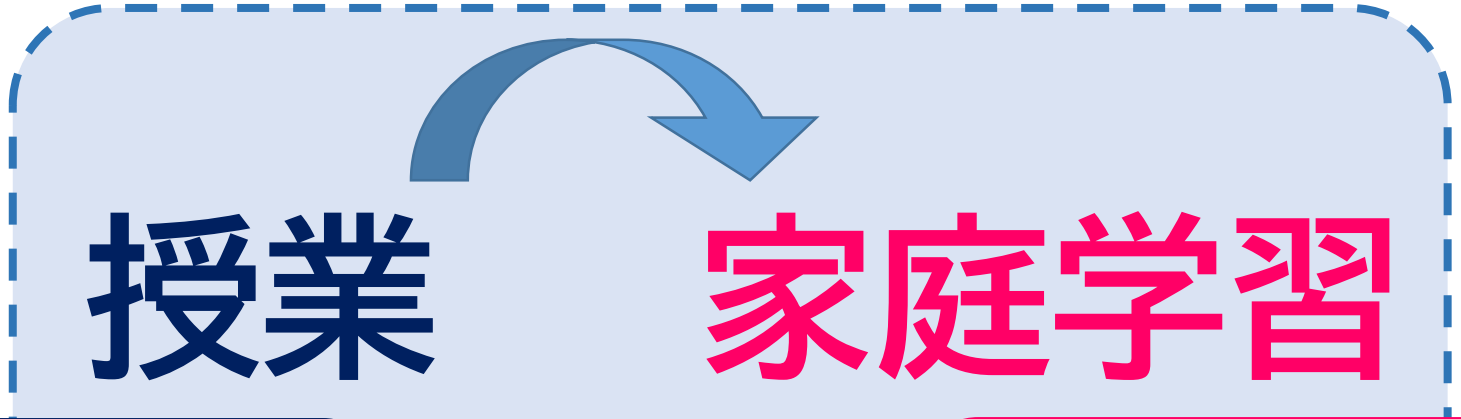
○なお、各学校における家庭学習の状況を把握する上では、主たる教材である教科書に沿ったワークシートの活用も有効となります。文部科学省では、先般、教科書発行者に対し教科書の内容に対応した教材の整理を依頼したところです。

※家庭学習から把握できる情報と児童生徒と直接やり取りする情報とを適切に組み合わせた指導計画の立案

第5学年
「心の健康」の例

授業

心はいろいろな生活経験を通して、
年齢とともに発達することについて学習



授業

家庭学習

家庭学習で考えたことについて、
対話を通して考えを深めたり、
新たな課題を見付けたりする

心の状態が体に、体の状態が心に影響を
及ぼすことについて、自分の経験や生活
を振り返り、考えたことを学習カードに
記載

第4学年 「体の発育・発達」の工夫例

4時間の計画 → 3時間 + 家庭学習

時	ねらい	知	思	態
1	・身長、体重など年齢に伴う体の変化と個人差について、理解できるようにする	①		
2	・思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの男女の特徴が現れることについて、理解できるようにするとともに、思春期の体の変化から課題を見付けることができるようにする	②	①	
3	・思春期には、初経、精通、変声、発毛が起こることなどについて、理解できるようにするとともに、体をよりよく発育・発達させるための方法を考え、発表することができるようにする。	③	②	
4	・学習に進んで取り組むとともに、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠などが必要であることを理解できるようにする。	④		①

時	ねらい	知	思	態
1	・身長、体重など年齢に伴う体の変化と個人差について、理解できるようにする	①		
2	<p>【家庭学習】 ○教科書や資料等を参考にして、思春期に起こる体の変化を学習カードに記入する。 ○学習したことを自分の自己の体の発育・発達と結び付け課題となるようなことを考え、学習カードに記入する。</p> <p>・思春期には、体つきに変化が起こり、人によって違いがあるものの男女の特徴が現れること、初経、精通、変声、発毛が起こることなどについて、理解できるようにする。 ・思春期の体の変化から課題を見付け、体をよりよく発育・発達させるための方法を考え、発表することができるようにする。</p>	② ③	① ②	
3	・学習に進んで取り組むとともに、体をよりよく発育・発達させるための生活の仕方には、体の発育・発達によい運動、バランスのとれた食事、適切な休養及び睡眠などが必要であることを理解できるようにする。	④		①

健康・安全を第1に！！

ご清聴ありがとうございました

